

## 「地域クラブ（行政認定）」の登録等に関するよくある質問・回答

### 質問1

行政認定を受けた地域クラブを、JTTA 登録（県卓登録）を行いたいのですが、どのような手続きになりますか？

→**愛知県卓球協会小中委員会（akentaku.shochu.toiawase@gmail.com）まで、新規登録の旨をご連絡ください。**

説明：メールには、①チームの種別、②新規チーム名、③チーム責任者氏名、④チーム責任者の郵便番号、住所、連絡先電話番号をご連絡ください。チームコードを発行し、そのコードで JTTAPARK で登録していただくことになります。同時に、地域クラブ認定確認書を愛知県卓球協会小中委員会あてに郵送をお願いします。

### 質問2

平日は部活動(学校名)、土日(休日)は行政認定を受けた地域クラブで活動します。この2つのチームに二重の登録はできますか？

→**「所属学校」に定義されるチーム同士では、二重の登録ができません。**

説明：曜日ごとに活動先を分担されているのかと思いますが、いずれも「所属学校」の扱いのためこの2つでの二重の登録は対象外です。2026年度に参加を予定される大会要項(参加資格)等も参考にご選択をお願いいたします。

#### 【二重登録の可能なパターン】

- ① 中学校&クラブチーム（従来通り）
- ② 中学校&地域クラブ（行政認定されていない）
- ③ 地域クラブ（行政認定）&クラブチーム
- ④ 地域クラブ（行政認定）&地域クラブ（行政認定されていない）

#### 【二重登録できないパターン】

- ① 中学校&地域クラブ（行政認定）
- ② クラブチーム&地域クラブ（行政認定されていない）

### 質問3

役職者は中学校と地域クラブ（行政認定）の両方の登録はできますか？

→ **役職者は中学校と地域クラブ（行政認定）の両方に登録できます。**

説明：役職者は同一都道府県内に限らず、基本規定第41条に則り複数登録することができます。

（基本規定第41条）日本卓球協会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。

### 質問4

行政認定を受けた地域クラブが、「地域クラブ(要行政認定)」を選択せずに登録できますか？

→ **行政認定を受けた地域クラブは、日本卓球協会登録（「JTTA PARK」）で「地域クラブ(要行政認定)」の選択を行い、該当する中学生を「地域展開」で登録してください。**

説明：2025年度まで行政認定を受けた地域クラブは「クラブチーム」の扱いでしたが、2026年度から「所属学校」の定義として捉えます。2026年度の『JTTA PARK』から地域展開の項目を設けます。「地域クラブ(要行政認定)」を選択し、該当する中学生（第4種中学生）を「地域展開」で登録してください。

※『JTTA PARK』での操作方法は、サポートサイトに掲載のガイドをご確認ください。  
（2026年2月下旬から掲載）

**質問 5** 部活動の地域移行において受け皿となる地域クラブですが、行政認定を受けていないチームです。日本卓球協会での登録はどういった扱いになりますか？

→ **行政認定を受けていない「地域クラブ」は、日本卓球協会の登録では「クラブチーム」の扱いとなります。「所属学校」の定義で捉えないため「地域クラブ(要行政認定)」での申請は対象外です。**

説明：行政認定を受けていない地域クラブは、日本卓球協会登録申請時の「地域クラブ(要行政認定)」は選択対象外になるため、選手は他の「クラブチーム」との二重の登録はできません。

**質問 6** 既存のクラブチームが中学校(行政機関等)からの依頼で地域クラブとして生徒の受け入れを了承し、地域クラブの認定申請を行う予定です。「地域クラブ」で登録する中学生と「クラブチーム」で登録する中学生を1つのチームIDに登録することはできますか？

→ **1つのチームIDに一人の会員が2つの登録(「地域クラブ」と「クラブチーム」)をすることはできません。別人の場合は1つのチームIDにそれぞれの登録をすることはできます。**

説明：「地域クラブ(要行政認定)」として申請されたチームの「第4種中学生」は、一人ずつ「地域展開」での登録かどうか選択することができますが、これまでと同様に1つのチームIDに一人の会員を重複して登録することはできません。

「地域クラブ(要行政認定)」と「クラブチーム」でチームIDを分ける(2つのチームとする)と、団体戦の参加資格に合ったメンバー構成ができ、対象大会の確認がしやすくなります。

監督・コーチ・アドバイザー等の役職者はチームに対する役割となるため、お一人でも所属チーム数分の「第8種役職者」で登録を行ってください。(※1)

(※1) 日本卓球協会主催大会となる「全日本クラブ選手権大会(小・中学生の部)」や「全国中学選抜大会」の参加資格は質問9をご参照ください。その他の大会は、各大会要項でご確認ください。

**質問 7** チーム名称に決まりはありますか？

→ **使用可能文字は以下のとおりですが、行政認定を受ける、または、今後申請の予定がある際は、担当行政機関にもご確認ください。**

説明：使用可能文字は全角ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット、数字です。アルファベット以外の外国語文字、記号は使用しないでください。なお(株)などの( )、・は有効です。

『JTТА PARK』のチーム名称等の該当入力欄の下に記載しています。

**質問 8** 登録する時は、既存の学校チームIDを使い名称変更になりますか？ チームの「新規登録」となりますか？

→ **各種データが紐付く先(根幹)は、「チームID」です。そのため、既存の中学校のチームIDは継続せず、チームの「新規登録」(チームを分ける)をお願いします。**

説明：2つのチーム名称が完全に一致していると混乱・周囲からの誤解を招くことが考えられるため、誤認のないように「地域クラブ」であることがわかる名称と「クラブチーム」であることがわかる名称にしてください。

例) 地域クラブ名「さくら卓球クラブ(地域クラブ)」、クラブチーム名「さくら卓球クラブ」  
地域クラブ名「あずさ町地域クラブ」、クラブチーム名「あずさ卓球TTC」

質問9 全国中学選抜、全日本クラブにおける選手、役職者の参加資格について教えてください。(日本卓球協会主催団体戦)

→ **2026年度大会の選手の参加資格は以下のとおりです。いずれも「同一チーム」(※1)で登録した選手、役職者(監督・コーチ・アドバイザー)で団体戦メンバーを構成してください。**

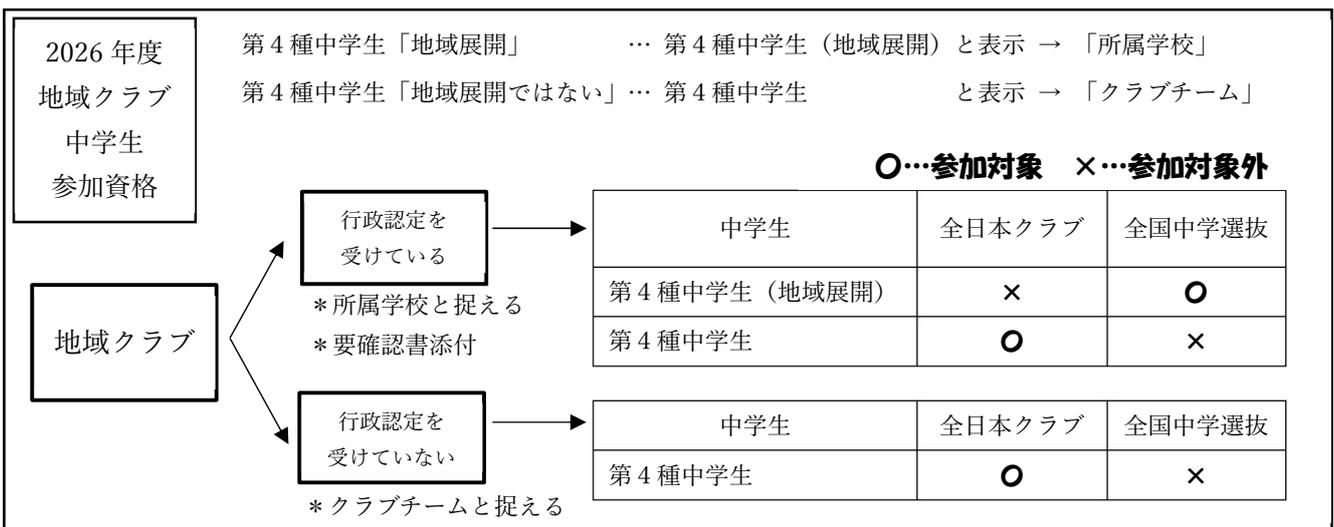
説明：全国中学選抜：「中学校」に登録した「第4種中学生」もしくは「地域クラブ(要行政認定)」に登録した「第4種中学生(地域展開)」

全日本クラブ(小・中学生の部)：「クラブチーム」に登録した「第4種中学生」と「第5種小学生以下」もしくは「地域クラブ(要行政認定)」に登録した「第4種中学生」と「第5種小学生以下」 ※一般の部に申込する際も同様です。

既存のクラブチームが地域クラブとして生徒の受入れ依頼を受けることも想定したため、「地域クラブ(要行政認定)」に所属する「第4種中学生」は、「地域展開」か「地域展開ではない」か、選択する仕組みです。(※2) チームが行政認定された地域クラブか否かではなく、中学生一人ひとりの「地域展開」か「地域展開ではない」が基準になります。

(※1) 団体戦における「同一チーム」とは、これまでと同様に「1つのチームID」＝「1つのチームコード」での登録です。

(※2) 「地域展開」＝「所属学校」の定義で捉える、「地域展開ではない」＝「クラブチーム」と捉える。



質問10 地域クラブは、全国中学校体育大会に出場できますか？

→ **令和8年度は、「地域クラブ活動参加準備期間として、参入は見送る」となります。**

令和9年度大会から地域クラブの参加を認める予定です。参加を希望する団体は、以下の細則を確認し、**必ず令和8年度中に公認コーチ1以上の資格を取得すること**。詳細は、愛知県中小学校体育連盟ホームページをご覧ください。<https://aitairen.jp/archives/5684>

**また、中体連主催大会の問い合わせは、愛知県中小学校体育連盟までお問い合わせください。**

【地域クラブ活動の参加細則】

① 中学校部活動の受け皿としてのクラブであるため、県中小体連が定める規定を順守している。

② 団体戦に出場するチームの生徒は同一自治体の中学校に在籍している。

(市またぎは原則認めない)

※ 名古屋市は「行政区」を1単位とし、原則として同一の区の生徒による構成とする。

※ 1町1中学校の自治体等、チームが編成できない場合は事務局に相談すること。

- ③ 出場する生徒は最初の予選会までに愛知県卓球協会登録を終わらせる。
- ④ **卓球公認コーチ1以上を取得した指導者が在籍・指導している。この指導者は他チームの指導者を兼ねることができない。**
- ※ 他の資格は認めない。
  - ※ 中学校教職員（注1）が在籍している場合は、公認コーチ1以上を取得していなくてもよい。
- （注1）ここでいう中学校教職員とは、従来、校長が部活動顧問として監督・引率をさせることができる教職員のことを指す。
- ※ 代表者、参加要件を満たすために在籍している指導者は、当該チームにおいて愛知県卓球協会の指導者登録をしていること。（ベンチ入りする指導者は指導者登録していることが望ましい）
- ⑤ 出場地区はクラブ所在地の最初の予選会から団体・個人ともに出場する。
- ⑥ 県中小体連に登録した地域クラブは、大会運営に役員として協力すること。
- ⑦ 全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技細則を確認すること。